

令和8年度 船嶽小学校いじめ防止基本方針

1 船嶽小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立船嶽小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「船嶽小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であるという認識に立ち、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを子供が十分理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

- ・ 対人、対物暴力はほとんどありませんが、いじめの入り口となる、互いの悪口を言い合うなどの言葉による嫌がらせが発生しています。子供同士の人間関係が固定的になっている様子がかがわれるため、継続した指導と支援が必要になります。また、悪口や嫌がらせ等が広がらないように早期対応と未然防止の指導の充実に努める必要があります。
- ・ 幼少期から人間関係が固定している部分が影響しているせいか、言葉遣いが乱暴になることがあります。温かい人間関係を築き、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・ 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、子供だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努めます。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ子供及び保護者に示し、子供

が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。

- ・ 道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させます。
- ・ 朝の読書活動、読み聞かせ活動等を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設けます。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・ いじめにつながりやすい感情に気を配り、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるように努めます。
- ・ 子供に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- ・ いじめの加害に向かわせないために、子供がしっかり授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもてるようにすることが大切です。そのために、規律、学力、自己肯定感・自己有用感が身に付くよう「授業づくり」と「集団づくり」に取り組みます。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 「いじめはどの子供にも起こりうる」という認識を全教職員がもち、子供の言動や表情を細かく観察することや子供に対する定期的なアンケート等を実施することでいじめの早期発見に努めます。
- ・ 子供との日常のやりとりや、休み時間等の子供の様子に気を配るとともに、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ いじめられている子供にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。
- ・ 子供に貸与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活用するなど、子供の抱える悩みを把握し、解消に向けて適切に働きかけます。

(3) いじめの認知後の対応

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた子供、いじめを知らせた子供の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、教職員間で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照 ①【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・ いじめを見ていた子供にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- ・ 縦割り活動、親子活動、地域の伝統に触れる活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じます。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求めます。
- ・ 子供に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求めます。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

<p>① 「いじめにより子供等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 ・ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 	}	<p>これらがいじめによるものである疑いが生じているとき</p>
<p>② 「いじめにより子供等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 (年間30日以上欠席を目安とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間連続して欠席している場合 	}	<p>これらがいじめによるものである疑いが生じているとき</p>

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を検討します。
- ・ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

【表1 STOPいじめ委員会】

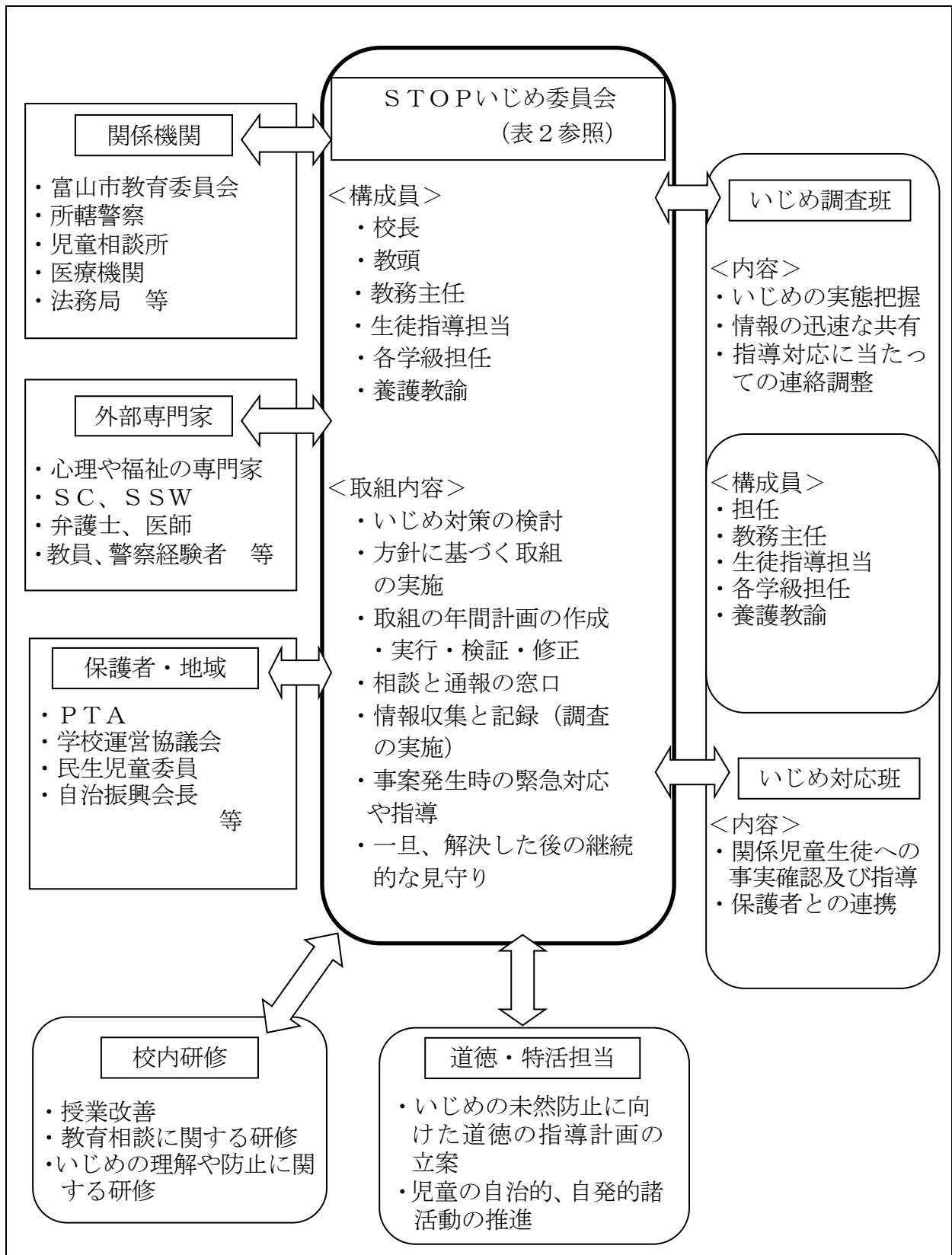
役 職	分担1	分担2	備 考
校 長	総括		
教 頭		対応班	
教務主任	調査班		
生徒指導担当	調査班	対応班	
各学級担任	調査班	対応班	
養護教諭	調査班	対応班	

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	<p>第1回生徒指導委員会 ・指導方針 ・指導計画等</p> <p>育成会総会及び学年懇談会での保護者啓発</p> <p>職員会議</p>	<p>事案発生時、緊急STOPいじめ委員会の実施</p>	<p>第2回 生徒指導委員会</p> <p>第3回 生徒指導委員会</p>		<p>いじめ問題に関する研修会</p>
未然防止への取組	<p>人間関係づくりの指導① SSTの取組</p> <p>朝・帰りの会・ランチルーム集合時等での日常的なSSTの取組</p>		<p>児童会による未然防止に向けた呼びかけ (集会活動での発表を通して)</p>		
早期発見への取組	<p>いじめについてのアンケート①</p> <p>第1回 教育相談</p>		<p>いじめについてのアンケート②</p> <p>第2回 教育相談</p>	<p>個別懇談会</p>	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<p>職員会議 ・夏休み中の情報共有</p> <p>第4回 生徒指導委員会</p>		<p>事案発生時、緊急STOPいじめ委員会の実施</p> <p>第5回 生徒指導委員会</p>	<p>人権に関する研修会</p>	<p>第6回 生徒指導委員会</p>	<p>・本年度のまとめ ・指導計画の見直し</p>	<p>第7回 生徒指導委員会</p>
未然防止への取組		<p>人間関係づくりの指導② SSTの取組</p> <p>朝・帰りの会・ランチルーム集合時等での日常的なSSTの取組</p>		<p>SOSの出し方教育</p> <p>児童会による「人権週間」への取組</p>		<p>道徳・特別活動計画へ生かす</p>	
早期発見への取組	<p>いじめについてのアンケート③</p> <p>第3回 教育相談</p>		<p>いじめについてのアンケート④</p> <p>第4回 教育相談</p>	<p>個別懇談会</p>	<p>いじめについてのアンケート⑤</p> <p>第5回 教育相談</p>	<p>いじめについてのアンケート⑥</p> <p>第6回 教育相談</p>	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

